

Ⅱ．海外の学校防犯に関する取り組み及び対策

本章では次の3つの文献から学校防犯に関する対策の枠組みとその具体策を展開してみた。これらの文献は主にもっとも発生頻度の高い“生徒による暴力”に対する対応策をまとめたものであるが、その他コミュニティレベルまで広げてみても対応策の枠組みとしては共通のものがあると思われる。

- ①カリフォルニア州公立学校におけるセキュリティと犯罪予防戦略，1999. 10（以下「加」と記す）
- ②米国教育省&特殊教育及びリハビリテーション部，“初期の注意信号と適切な対応 安全な学校へのガイド”，1998. 8（以下「安」と記す）
- ③全米暴力犯罪分析センター，“発砲する生徒：脅威評価の考え方”（以下「発」と記す）

1．学校防犯に関する計画の策定

1-1 計画の目的・目標

1-1-1 総合的学校安全計画の目標「加」

総合的な学校安全計画を策定している学校が見られる。その計画は次の項目を総合したものである。

- ①調査に基づいた効果的な戦略と実行計画
- ②薬物と武器を絶対に許さない方針
- ③地域社会との協働

このような計画の最終目標は、積極的で楽しい学校環境、薬物・暴力と脅威からの決別、そして教師は教えることに、生徒は学ぶことに専念できる環境を創り上げ維持することにある。

また、学校セキュリティのある専門家は、効果的な学校安全方針を策定するには三つの基本的要素が必要であるという。

- ①問題の程度を測定するためのデータ収集を行う

コミュニティ内の青少年の薬物使用及び暴力の実体と程度を徹底的に理解することなくしては、効果的な戦略を策定し予防資金を有効に配分することはできないであろう。

- ②学校安全計画の策定と実施に当たって、コミュニティと地域諸団体を巻き込む

両親、教師、生徒、法執行官（Law Enforcement Officials）、各種選出公務員（Elected Officials）並びに企業リーダーの積極的参加がその達成に重要である。

- ③全生徒のニーズへの効果的対応のために各種の犯罪予防戦略や実施計画を活用する

成功した学校安全計画には、学校環境の全体の質を改善することに焦点を当てた戦略、方針、実施計画を組み込む。

1-1-2 安全で生徒全員に配慮の行き届いた学校にするために「安」

よく機能している学校は学習、安全、並びに社会性を重視した取り組みを推進している。そのような学校の特徴は次のとおりである。

- ①力強い学習への目標がある
- ②高い学習水準を達成するために生徒を支援している
- ③学校職員と生徒の間に良好な関係が築かれている
- ④両親とコミュニティの学校活動への参加を推進している

成果を上げている学校では暴力予防プログラムが多面的であり、生徒の社会的・感情的な成長と学業の達成が安全と秩序に密接に関連しているという認識をもっている。

効果的な暴力予防、指導、危機対応の方針は、次のような学校でこそ活きる。

①学業の達成に焦点を当てる学校

こうしたことを効果的に実行している学校では、生徒全員が学業を達成し適切な行動をとることができる。しかも学校側は個性の差を評価するという態度を生徒に伝えている。生徒に学業や社会的な行動を期待し実現させるには、適切な手段とプログラムが必要である。期待にこたえることは生徒、学校、家庭の責任であるという理解があれば、期待は明確に伝わる。

②意義のある方法で家族を巻き込む学校

学校の内外で子供の成長に深く関わっている家庭で育った生徒は学業が向上し、反社会的な活動に関わる可能性が低い。学校コミュニティは両親の学校訪問を歓迎する気持ちを伝え、参画に対する障害を取り除き、自分の子供の教育に家庭が常に積極的に参加するよう話し合うべきである。成果を上げている学校では、家庭が子供に対して持っている不安をよく聞いてやり、不安の種になっている子供の行動をしづけるために家庭を応援している。

③コミュニティとの連携を深める学校

学校を改善することに関係者全員が関わるべきである。家庭、支援団体、警察当局、コミュニティと密接に連携をとっている学校は多くの貴重な人的・物的資源の支援を受けている。このような連携が薄い場合は学校暴力の危険性は高まり、暴力の危険性のある、あるいは暴力に影響されようとしている生徒に必要な支援を与えることができないだろう。

④生徒と学校職員間の積極的な関係を強調する学校

ある調査研究によると、必要な場合に適切な支援を提供できる大人と生徒の間に積極的な関係があることが、生徒の暴力を予防するための重要な要素であるという。生徒は学校コミュニティ内で大人からの指導、支援及び方向付けをあてにしている。ある子供たちは孤独感を克服するための、あるいは他の生徒との関係を広げるための援助を求めている。実績を上げている学校では子供たちが内容のある個人的な時間を大人たちと過ごすことができる機会を確保している。また、そのような学校では生徒同士の積極的な人間関係の形成

を促進している。すなわち、お互いに助け合い、助けを求めているときには喜んで援助の手をさしのべることを奨励しているのである。

⑤安全問題を公開の場で討論する学校

生徒たちは、死、暴力及び武器の使用に関して様々な受けとめかた――時には誤った考え方――を持って学校に来ている。学校は子供たちに火器の危険性について、感情の整理の仕方、怒りを適切に表現する方法、喧嘩のおさめ方などを教えることで、暴力発生の危険性を減らすことができる。学校は子供たちに、自分の行動に責任を持つこと、また自分が選択したことで生じた結果には説明責任があることを教えなければならない。

⑥生徒を同じ尊敬の気持ちで処遇する学校

学校での喧嘩の主な原因は民族、性別、社会階級、宗教、身体障害、国籍、身体的外見、及びその他の要素による偏った不公平な処遇――それが真実の場合も思い過ごしの場合もあるが――の問題であることが多い。暫く不公平な処遇を受けた生徒はやがて犠牲（Scapegoat）になったり暴力の対象になる。時には犠牲になったものが攻撃的に反応することもある。実績を上げている学校では生徒たちやコミュニティに、生徒が皆評価され尊敬されていることを知らせている。そこにはよく考えられた体系的な努力がある。すなわち子供たちの絵画・工芸作品の展示、優れた学芸作品の校内掲示、生徒の多様性の尊敬などを通じて、生徒に対する気配りと社会性への配慮が表明されているのである。

⑦生徒が懸念を共有できる方法を作る学校

気心の知れた仲間（Peers）は校内暴力の可能性を事前に察知しうる可能性の高い集団であることが以前から知られている。学校は、危険な状況につながるかもしれない問題行動を、生徒が安心して学校に通報できる方法を作り出す必要がある。そして校内暴力の可能性を通報した生徒は保護されねばならない。学校は、生徒が潜在的な危機状況に関する情報を安心して提供できるように、生徒と大人の間に積極的な関係を築き上げ支援することが重要である。

⑧生徒に気持ちを安心して言わせる学校

生徒が自分の必要性、恐れや不安を自由に学校職員に言えることは極めて重要である。子供たちは面倒を見てくれる大人がいないと孤独感、拒絶感、失望感が起こりやすく、感情を表す（Acting-out）行動にでる可能性が増す。

⑨いじめられたり無視された子供の相談（Referral）システムを準備する学校

相談システムは適切なもので連邦及び州のガイドラインに準拠するものであること。

⑩子供たちに放課後プログラムを提供する学校

学校が始業前または放課後プログラムを提供することは暴力の減少に有効である。効果的なプログラムはよく管理されており、カウンセリング、家庭教師、助言（Mentoring）、芸

術、奉仕活動、クラブ、コンピュータ、あるいは宿題の手助けなど、子供たちに幅広い選択枝を提供する。

⑪よい市民性とよい人格をつくる学校

学業向上とともに、学校は生徒たちをよい市民にしなければならない。第一に学校は憲法及び権利章典に定める市民の価値（Civic Values）——愛国心、信教と発言及び出版の自由、保護の平等、無差別、正当な法の手続き及び公平——を重視する。学校はまた、正直、親切、責任、及び他人への尊敬など地域コミュニティが共有する価値を強化し促進する。学校は、両親が子供に対する道徳心の主教育者であることを認識し、両親と協働する。

⑫問題を認識し解決に向けての過程を評価する学校

学校は、生徒及び教職員に対する潜在的に危険な環境、及び学校コミュニティ・メンバーが脅かされおどされていると感じている状況を客観的に検証し公開しなければならない。安全な学校は継続的に問題を認識し解決手段に関する情報を収集し、それらの進行状況を評価する。更に効果を上げている学校は、生徒、過程、及びコミュニティ全般とこれらの情報を共有している。

⑬大人の生活と就職に向けて、生徒を支援する学校

青少年は自分の将来を計画し、自分の技能を開発して成功につなげるために支援が必要である。例えば学校は、社会奉仕、職業実習プログラム及び見習制度の機会を提供し、それを通じてコミュニティの中で彼らの面倒を見てくれる大人とのつながりの機会を提供する。この関係が早い時期にでき上がると、青少年の気持ちの中に自分の将来に対する希望と安心感ができてくる。

1-1-3 暴力予防・対応計画策定の取組方針「安」

全学校コミュニティが予防・対応計画の立案及び実行に参画することが重要な意義を持つ。また全員が関連する訓練と支援を定期的に受けることが必要である。最後に、暴力予防活動を監視し評価する仕組みを文書に明記しておく必要がある。

1-1-4 セキュリティニーズの組み込み「加」

学校は生徒及びコミュニティから得られた情報に基づいてセキュリティニーズを注意深く検討し、実施計画及び期待結果を詳細に記した学校安全計画にそれらのニーズを組み入れる必要がある。全ての学区が有効な暴力予防計画の基盤となるべき要件を満たしているわけではない。また、現在の法律及び法律案は、学校安全計画にたとえばセキュリティ・リスク評価、データの収集及び解析方法の改善などを含めることを予想していない。

1-1-5 学校における脅威の管理「発」

①管理の実施方法

脅威の管理を有効に行うには、標準化した脅威評価手法と、脅威に対応するための一貫性

のある方針が必要である。標準化した手順を決めておけば、学校が脅威の種別や頻度に関するデータベースを構築するのに役立つし、学校としての脅威に関する方針の有効性を評価する際にも役に立つ。脅威は全て学校に報告され調査され断固として処置されるものと生徒たちが感ずるようになると、脅威に対する対応の一貫性が確立され、次の脅威の発生を遅らせることができる。

また、脅威の問題を単に学校外に放り出す事で解決できるものではないことを強調したい。つまり慎重な脅威評価や熟慮した一貫性のある指導方針のかわりに、脅威のある生徒を放校や停学にすることがあってはいけなない。懲罰行為そのものでも、脅威の評価またはその生徒の意図を正當に評価する努力が伴わなければ、むしろ危険性が増大する。例えばその生徒が自分は不公平または恣意的な処置を受けたと感ずれば、その生徒は更に怒り暴力行為を繰り返す可能性がある。

②実施のポイント

- 生徒と両親に学校の方針を周知すること。
- 毎年度の始めに、学校は脅威への対応と指導・介入実施計画に関して公表すること（転入生については転入のつど）。
- 学校は生徒に何を期待しているのか説明すること。例えば脅威について知っている生徒は学校当局に通報することが期待されるなど。
- 学校は両親たちに対して、万一その子供が何らかの脅威を行えば、直ちに学校は両親と連絡を取り、脅威の内容を評価するのに役立つような情報の提示を求めることを明確に知らせること。
- 脅威評価コーディネータを指名すること。少なくとも1名、大型学校では数名の職員を、全ての脅威に関して全体を監督し学校としての対応を調整する脅威評価コーディネータに指名すること。指名される人は学校長、その他の管理責任者、学校心理医師、学校警察官（Resource Officer）、あるいはその他の職員メンバーなどである。指名された人が誰であれ、学校は適切な脅威評価訓練プログラムに出席させること。
- 何らかの脅威があった場合、それを最初に受け取ったか知るに到った者は直ちに指名されたコーディネータに通報すること。
- 学校の方針には、脅威が発生した場合どのように対応するか（脅威が間違いなく発生する場合は学校の緊急時対応計画の実施も含めて）をコーディネータが迅速に決定しまたは決定に必要な支援ができるよう、コーディネータに必要な権限を与えることを文書で明記しておくこと。
- 脅威評価コーディネータの指名とともに、脅威評価システムの他の要素として学校は多元専門家チーム(multi-disciplinary)の設立を決定することも考慮すること。チームは学校職員、あるいは精神衛生専門家を含む他の専門家をメンバーとして選定する。このチームは経験と知識の豊かなグループを形成し、脅威を見直し、外部専門家と協議し、勧告・助言をコーディネータや学校管理者に提供する。

- この際、チームメンバーに法執行部門代理者を加えるかまたは学校警察官としての彼らと定期的に協議することを強く勧告する。脅威行為は脅威の内容及び各州の法律によっては犯罪行為となり得る。学校内の脅威が全て起訴の対象となるわけではないが、犯罪的暴力が発生した場合とか、連邦法または州法の定めによりどのような措置が必要かなどの点に関して、専門家の熟知した助言を学校職員は必要とする。

1-1-5 学校を安全にするために必要なこと

①大人の参加「加」

大人であれば仕事の場所としてとうてい耐えられない環境が存在する学校に、子供たちは出席することを長く強いられてきた。自分自身のために発言し行動できない子供のために、大人は発言し行動できる。生徒たちは身体的暴力の被害を心配することなく学校に出席できるようにすべきである。

②理解「安」

暴力を起こす理由と、暴力や他の問題行動の予防に有効な支援策を我々が理解できれば、学校を今より安全にすることができる。

1-2 計画の概要

1-2-1 カリフォルニア州における学校安全計画の作成状況「加」

カリフォルニア州では、各学校に対して 1998 年 9 月までに学校安全計画 (School Safety Plan) を持つことが求められている。(教育法典セクション 35294.1 以下)

但し小型学区 (生徒数 2,500 人以下) では学区全体の学校安全計画の作成が義務づけられている。学校評議会 (School Site Councils) が学校安全計画作成の責任を負っている。

学校安全計画には下記事項を含めることが求められている。

- ①学校が関係する犯罪を評価するプロセス
- ②日常災害や緊急時の手順、学校からの退学や停学を必要とする深刻な行為を犯した生徒について教師に通知する政策など、学校の安全を確保するための戦略
- ③生徒の身体 の健康と安全を脅かす恐れのある着衣を禁止する服装規定

学校は安全計画の中に地元学校評議会の勧告を取り入れることができる。また学校は安全計画の作成に当たり、「学校警察とパートナーシップ」が出版した「安全な学校：行動のための計画作成の手引き」を資料として使用することが求められている。学校安全計画法は 2000 年 1 月 1 日に失効したが、旧法の必要要件を永続的なものとしかつ毎年更新することを定める法律 (SB334) が通過している。

カリフォルニア州調査局 (CRB) の学校調査によれば、全ての学校は法が求める学校安全計画を作成済みである。